

第 17 回アンチ AB 会(16.5.22)

TPP(Trans-Pacific Partnership)を考える

T (Trans)…貫いて、超えて P (Pacific)…太平洋、P (Partnership)…連携、提携
三好康昭

(1)経緯

2006 年 5 月…ニュージーランド、シンガポール、ブルネイ、チリの四か国が自由貿易協定(通称 P4)を締結→この協定を他の国々も拡大しようというのが発端。

2010 年 3 月…米国、オーストラリア、ペルー、ベトナムの四か国が交渉に加わる。先の四か国とともにこの八か国で、広域的な経済連携協定(Trans-Pacific Partnership)の締結を目指す交渉が始まった。同年 10 月、マレーシアが参加。

2013 年…日本(民主党政権)TPP の交渉に参加することを決定

Q1…韓国と中国が加わっていないのはなぜか。

☞韓国は米国と FTA を結んでいる。中国は別の経済共同体の結成を目指している。

2015 年 10 月…「大筋合意」

2016 年 3 月…TPP 法案閣議決定

☞ 現在、加盟 12 か国(上記の 9 か国にカナダとメキシコが加わる)の国内の批准手続きに入る。日米両国が批准しないと協定は発効しない。

・アメリカの大統領選挙の有力候補はいずれも TPP に批判的。

・日本…4 月 5 日国会審議入り → 次の国会へ継続審議。

(2)なぜ多国間協定か

①GATT→WTO の場合…全会一致方式で決めるため、合意が成立しにくい。

②二か国の自由貿易協定(FTA)の場合…相手国によってルールが異なることになる。

③TPP の場合

i)企業内国際分業体制=サプライチェーンの強化に資する。

ii)中国が進める経済共同体に対抗して、米国主導の経済体制を構築するため。

(3)TPP の性格

物品・サービスの貿易自由化にとどまらない。包括的な貿易・サービス取引の国際ルールを定める。

Q2…日本の農家が TPP に危機感を持つのは農産物の関税引き下げに脅威を持つから。

では、アメリカの労働者が TPP に反対するのはなぜだろうか。

〈私見〉

アメリカの企業が海外に事業展開しやすくなって、アメリカの労働者が雇用機会を失うリスクが高まる、また海外の労働者の低賃金の影響を受け、自分たちの賃金も引き下げられる危険が高まる。それで彼らは TPP 批判の声を上げる。政治家は選挙のときになると、こうした大衆の要求に敏感となる。なぜなら、多国籍企業のオーナーの一票も、貧しい労働者の一票も投票価値は等しいから。それゆえ、ヒラリーもトランプも TPP 反対を掲げている。

このように、TPP を貿易拡大、輸出拡大を目的とした自由貿易協定としてみるのは狭い見方であり、アメリカ(の大企業)が狙うのは、どこの国にも自由な投資活動や金融サービスを展開できるようになることであって、そのために必要な統一的なルールを作ること、である。貿易と投資と金融活動の自由化、少なくともアメリカ国内で得ている自由を他の国にも認めさせることを TPP の眼目としている。新自由主義=市場の自由化を環太平洋諸国に押し付けようとするもの。

では、市場の自由化を阻んでいるのは何か。経済取引の慣行(系列取り引きのような)もあるが、最大の障壁は国家(主権)による規制である。以下、国家による規制にどのようなものがあり、TPP がそれを如何にして弱体化しようとしているかを見てみたい。

(4)国家による自由の規制をめぐる攻防

一、貿易の規制

i)自由貿易に対する最大の規制は**関税と数量制限**である。日本はほとんどの工業製品の関税を撤廃しているの、焦点になるのは農産物の関税の撤廃、もしくは関税率の低減をどう食い止めるか、ということだった。主要農産物の合意は以下の通り。

- ・ コメ…関税を維持したうえで、米豪向けに**無関税輸入枠**を設ける。(年 5.6 万トン)
 - ・ 乳製品…低関税輸入枠を(年 7 万トン)設ける。
 - ・ 牛肉…現行 38.5%の関税を段階的に引き下げ、16 年度目に 9%にする。
 - ・ 豚肉…480 円/kgを引き下げ 10 年度以降は 50 円/kgとする。
- ☞重要農産物の関税を守る、との国会決議に反していないかが論戦となっている。

表1 重要5品目の主な合意内容と関税撤廃品目

	国会決議	TPP「大筋合意」主な合意内容	関税撤廃率	日豪FTA
米	除外	米・豪産米に7.8万トンの輸入枠新設	26%	除外
		ミニマム・アクセス米6万トンを米国に上積み		
小麦	または	米・加・豪産小麦に25.3万トンの輸入枠新設	24%	将来見直し
		マークアップを45%削減		
牛肉	再協議	15年後までに関税を76%削減(38.5%⇒9%)	73%	関税38.5%⇒23.5%
豚肉		高級肉は10年で関税撤廃(4.3%⇒0%)		
乳製品	再協議	加工肉(差額関税)は90%削減	67%	差額関税を20～50%削減
		バター・脱脂粉乳に低関税輸入枠を新設		
		ホエイ(乳清)の関税撤廃		
砂糖	再協議	ナチュラルチーズの関税を撤廃	16%	再協議
		加工糖調整品の輸入枠新設		
		でんぷんに特別輸入枠新設	24%	将来見直し

*「除外」とは「特定の物品を関税の撤廃・削減の対象としないこと」

「再協議」「将来見直し」とは「特定の物品の扱いを将来の交渉に先送りすること」

*決議は「10年を超える期間をかけた段階的な関税撤廃も含め認めないこと」も要求

※重要農産物 5 項目 594 品目のうち 3 割に当たる 174 品目で関税が撤廃された。関税が残されたコメでも、米国とオーストラリアに無関税輸入枠が設定された。付属書にはさらに関税を引き下げするため、7 年後に再交渉することが明記されている。国会決議が守られなかったことは明らかだ。

ii)非関税障壁

関税と数量制限以外にも、輸入の障壁となる規制がたくさんある。例えば食の安全に関する規制。これらが貿易自由化の名のもとに撤廃される可能性がある。

- ・日米交渉で、成長ホルモンを使った牛や豚の輸入規制の緩和、4 種の禁止食品添加物の輸入を承認することを約束した。
- ・遺伝子組み換え(GM)農産物の貿易を市場アクセスに盛り込んだ。アメリカでは GM 表示義務がない。日本もなくなる可能性がある。

二、外資の活動の規制(投資、金融サービス、国有企業の章)

i)外資系企業の通活動に対して、国はさまざまな規制を加える。

- ・部品の現地調達割合を指示する。
- ・生産品の一定割合を輸出すべきことを命じる。
- ・幹部職員(の一定割合)に受入国の人材を登用することを命じる。

⇒これら、外資系企業の自由を国が制限することは、内国民待遇の原則に反し、差別的扱いであり、許されないことになった。

ii)国有企業に対して、国は公益的理由から独占権を付与したり、不採算部門維持の必要(過疎地の交通サービス)から一定の財政援助をしている。また、郵便事業のように平等なサービスを提供するために、全国一律の料金を定めている場合もある。このような、非商業的援助(贈与、独占の付与、など)は同種の事業を営む民業を圧迫するだけでなく、外資系企業にとっても競争上不利である。公益上の明白な理由が示されない限り、このような非商業的援助は許されない。

iii)受入れ国が外資系企業が進入してきた後、新たな規制を課し、そのために外資系企業が不利益・損害を被ったときには、企業もしくは投資家(株主など)は、受入れ国を相手取って損害賠償と原状回復を求めることが出来る。裁定するのは国際仲裁法廷。これが **ISDS(投資家対国家紛争解決)条項**である。この条項によって、スウェーデン企業が脱原発を宣言したドイツ政府を相手取って提訴した。外資系企業が最低賃金を引き上げる国の措置に対して被った損害の賠償を求めることもありうる。国の主権を大企業が浸食していく根拠となるきわめて問題のある条項で、憲法違反を指摘する学者もいる。

⇒投資と金融サービスの章では、受入国の国家主権によって多国籍企業の経済・営利活動の自由が侵されてはならない、という原則が貫かれている。では、受入れ国の消費者や労働者の安全や労働条件は誰によって守られるのか。

(5)アメリカ優位の取り決め

一、知的財産権

日本の現行の著作権保護期間は権利者の死後 50 年まで。アメリカは 70 年。TPP の合意によって、加盟国は一律に 70 年とすることに決まった。ディズニーなどの海外著作権・特許使用料収入が年 15 兆円と言われるアメリカの利益が通った。また、著作権侵害事件の非親告罪化と法定賠償金制度が取り決められた。アメリカの制度が TPP 協定に成文化された。

二、医療分野

①新医薬品の特許の出願から新薬としての承認までの期間を、その薬の特許の有効期間(日本は出願から 20 年間)から外す。手続きによる特許期間の短縮を埋め合わせるための規定であり、製薬会社の利益を拡大する。

②バイオ医薬品(遺伝子組み換えなどのバイオテクノロジーで開発する医薬品)については、特許期間経過後のデータ保護期間を 8 年とした。ジェネリック薬(後発医薬品)の販売がそれだけ遅くなり、貧困者はエイズなどの感染症の治療薬や抗がん剤から益々遠ざけられる。「発展途上国の医薬品入手に対する最悪の貿易協定」(国境なき医師団)と評されている。

他方、日本のような公的医療保険制度が確立している国では、医薬品の高騰が保険財政の悪化を招き、その回避策として混合診療分野が拡大し公的医療保険を骨抜きにする危険がある。逆に厚生労働省が混合診療として認めた先進医療薬の保険適用を認めると、アメリカの保険会社が先進医療保険の売れ行きが落ちたことを理由に、ISDS 条項によって日本政府を訴えることもありうる。

(6)秘密主義と拙速な国内法改正 (以下の批判文を参照)

日本政府は 2016 年 1 月からの通常国会において、TPP 協定を前提とする国内法の改正案を提出しようとしている。いわゆる「前倒し立法」である。協定自体は最終的な条文も確定しておらず、国会にも提出されていない(政府が 1 月 7 日に発表したものは「暫定条文案」である)。12 か国による署名もなされておらず、その日程すら正式に確定していない(1 月 20 日現在)。さらにいえば各国での批准も時間がかかり、2016 年中に米国で批准される可能性は限りなくゼロにちかい。従って協定が発効できたとしても少なくとも 1 年以上先のことであり、2 年、3 年先となる可能性すらある。こうした状況の中で、「TPP 発効」を前提として国

内法を急いで変える必要は全くない。それどころか拙速な改正は日本にとってデメリットが大きいとさえいえる。なぜなら、コンテンツ産業や IT 産業の変化は他の業界と比較しても急激であり、其れへの対応としての法改正も十分な議論や情勢の見極めが必要となるからだ。…今回の TPP 協定内容は基本的に米国提案の受け入れであるわけだが、そのことが日本にとってどのようなリスクを招くのか、十分な検証なしの法改正はあまりに危険である。…国会における手続き論としても、署名も発効もしていない条約に伴う国内法改正などは、議会軽視であり民主主義への冒涇であろう。

(TPP 協定文の分析レポート(16.2.5)、85 ページより引用)

付録…TPP のもう一つの側面

政策研究大学院学長 白石 隆氏へのインタビュー(朝日、15.10.7)

- 日米でアジアの通商秩序を整える主導権を取れた意義は大きい。
- 日本は米国や他のパートナー国とともに、地域のバランスオブパワーを保つ役割を担わなければならない。
- 日本にとって二つの意義がある。一つは、経済面でアベノミクスの成長戦略の起点になる。…大筋合意を機に産業構造を見直し、改革を進めるべきです。安全保障面では、新しい安保法制の成立とともに、米国とのパートナーシップを深化させることが出て切る。日米が協力して成果を上げた意味は大きい。
- 日本が新安保法制と TPP を両輪にして日米同盟を深化させ、地域の力の均衡を維持していくことは、アジアの多くの国々でも歓迎されると思います。

(以上)